

障害者手帳所持者の割引対象表

項目		所得・住民税		自動車税・取得税		NHK放送受信料		旅客運賃			タクシー 利用 助成券	自動車 燃料費 助成券	重度医療費 助成	高速道路の 通行料割引
		特別	その他	本人運転	家族運転	全額	半額	バス	鉄道	航空				
身体 障害者	視覚障害	1～2級	3～6級	1～4級	1～4級	1～6級	1～6級	1、2種	1、2種	1、2種	1～2級	1～2級	1～2級	○本人又は家族 所有の自動車を、 本人が運転する場 合には、1～6級 該当 ○家族が運転の 場合、1種(A)の み該当
	聴覚障害	2級	3～6級	2～3級	2～3級	2～6級	2～6級	1、2種	1、2種	1、2種	2級	2級	2級	
	平衡機能障害	—	3～5級	3級	3級	3～5級	—	1、2種	1、2種	1、2種	—	—	—	
	音声・言語・そしゃく	—	3～4級	3級	—	3～4級	—	1、2種	1、2種	1、2種	—	—	—	
	上肢機能障害	1～2級	3～6級	1～2級	1～2級	1～6級	1～2級	1、2種	1、2種	1、2種	1～2級	1～2級	1～2級	
	下肢機能障害	1～2級	3～6級	1～6級	1～3級	1～6級	1～2級	1、2種	1、2種	1、2種	1～2級	1～2級	1～2級	
	体幹機能障害	1～2級	3～5級	1～3・5級	1～3級	1～3・5級	1～2級	1、2種	1、2種	1、2種	1～2級	1～2級	1～2級	
	心臓機能障害	1級	3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1級	1、2種	1、2種	1、2種	1級	1級	1・3級	
	腎臓機能障害	1級	3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1級	1、2種	1、2種	1、2種	1級	1級	1・3級	
	肝臓機能障害	1～2級	3～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～2級	1、2種	1、2種	1、2種	1級	1級	1～3級	
	呼吸器機能障害	1級	3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1級	1、2種	1、2種	1、2種	1級	1級	1・3級	
	膀胱・直腸機能障害	1級	3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1級	1、2種	1、2種	1、2種	1級	1級	1・3級	
	小腸機能障害	1級	3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1・3～4級	1級	1、2種	1、2種	1、2種	1級	1級	1・3級	
療育手帳	A	B	A		A及びB	A	1、2種			A	A	A、B(身体または 精神の手帳所持)		
精神保健手帳	1級	2～3級	1級		1～3級	1級	1～3級 (要写真 貼付)	—	1～3級	—	—	1級、2～3級(身体 または療育の手帳 所持)	—	
割引割合	所得税・住民税控除対象		全額		100%	50%	50% (定期30%)	50%	購入時 要確認	年間 24枚	年間 6枚	医療費自己 負担分	50%	
担当窓口	職場、確定申告		県中県税事務所(郡山) ※軽自動車は市町村窓口		町福祉こども課	町福祉こども課	料金支払い時等			町福祉こども課				
備考	○年末調整または確定申告 で届出		○当該年度の4月1日現在に おける(取得税は随時)車検証 の所有者(使用者)が障がい 者本人であること ○18歳未満及び療育手帳保 持者は生計同一者名義でも対 象。その場合、事前に福祉こ ども課で必要書類を確認して ください。		○世帯内全員が 町県民税非課税 の場合該当 ○必要書類等 ・印かん	○障がい者が世 帯主でNHK受信 契約者の場合の み該当 ○必要書類等 ・印かん	○バス、航空 介護者と併に乗車する場合、介護者も 同率割引 ○鉄道 第1種障害者(A)が介護者と併に乗車 する場合、介護者も同率割引 ※第2種障害者(B)は、片道100km以 上の距離を乗車する場合に限り、本人 のみ割引 (特急券、指定券、寝台券は対象外) ○詳細は販売窓口でご確認ください。			○毎年4月に 600円の利用 券を24枚交付	○毎年4月に 1,000円の燃 料券を6枚交 付 ※5月以降は 1ヶ月単位で2 枚ずつ交付	○5月以降は 2ヶ月単位で1 枚ずつ交付	○支払った自己負 担分を病院の証明 により給付 ○事前に福祉こ ども課で登録が必 要。所得制限有り	○申請書類 ・障害者手帳 ・車検証 ・免許証(本人運転) ※その他、ETC利用 ・ETCカード(本人名 義) ・ETC車載器セット アップ申込書等